［異常時通報連絡の公表文（様式１－１）］

伊方３号機　原子炉補助建屋内での火災について

30．４．３
原子力安全対策推進監
（内線 2352）

［異常の区分］

国への法律に基づく報告対象事象		有　・　無 ［評価レベル　－　］
県の公表区分		A　・　B　・　C
外部への放射能の放出・漏えい		有　・　無 ［漏えい量　－　］
異常の概要	発生日時	３０年４月３日１０時５５分
	発生場所	１号・２号・３号・共用設備
		管理区域内　・　管理区域外
	種　　類	・設備の故障、異常 ・地震、人身事故、その他

［異常の内容］

４月３日(火)11 時７分、四国電力(株)から、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

１　伊方発電所にて以下のとおり１１９番（消防署）へ連絡した。
　現地確認時間：４月３日（火）10 時 55 分
　１１９番（消防署）連絡時間：４月３日（火）11 時 00 分
　場所：伊方３号機管理区域内
　発生状況：フォークリフトの火災を消火器により消火した。（10 時 56 分）
　消火活動：あり
　傷病者：なし
　環境への放射能の影響：なし

［火災の状況等］

４月３日(火)11 時 32 分、四国電力(株)から、火災の状況等について、次のとおり連絡がありました。

１　４月３日（火）10 時 55 分頃、３号機原子炉補助建屋４階（管理区域内）において、フォークリフトで廃棄物空容器の運搬作業を実施中のところ、同フォークリフトから火災が発生した。
２　ただちに、作業員が消火器にて初期消火を実施した。
３　他設備への延焼はない。
４　消防署には同日 11 時 00 分に通報している。
５　今後、原因を調査する。
６　本事象による３号機プラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。

県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、消火状況等を確認しております。

（伊方発電所及び周辺の状況）　　［事象発生時の状況］

原子炉の運転状況	１号機	廃止措置中	
	２号機	運転中（出力　　％）	・停止中
	３号機	運転中（出力　　％）	・停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値	・　異常値
周辺環境放射線の状況		通常値	・　異常値

（参考）

１　国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、７から評価対象外までの９段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

２　県の公表区分

区分	内　　容
A	○安全協定書第11条第２項第１号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象　等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生　等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分Ａ，Ｂ以外の事項

３　管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（３月間に１．３ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

伊方発電所情報
(お知らせ)

発信年月日	平成30年4月3日（火）11時07分
発信者	伊方発電所　門屋
発生状況概要	伊方発電所にて以下のとおり119番（消防署）へ連絡いたしました。 現地確認時間：4月3日10時55分 119番（消防署）連絡時間：4月3日11時00分 場所：伊方1号機・2号機・(3号機)・その他 (管理区域内)・管理区域外 屋内・屋外 発生の状況：(火災)・発煙 フォークリフトの火災を消火器により 消火した。(10時56分) 消火活動：(あり)・なし・確認中 傷病者：あり・(なし)・確認中 環境への放射能の影響：あり・(なし)・確認中 ＊発生初期の情報であり、今後内容が変更となる可能性があることをご了承ください。追加情報については、今後適宜連絡いたします。
備考	・位置図は追加情報にて連絡いたします。

伊方発電所異常時通報連絡記録票（第 1 報）

発信者	伊方発電所　門屋	ＦＡＸ発信日時	平成 30 年 4 月 3 日 11 時 32 分
受信者		ＦＡＸ受信日時	平成　年　月　日　時　分
号機(定格出力)	１号機（56 万６千 kW）　・　２号機（56 万６千 kW）　・　３号機（89 万 kW）		
発生前の状況	~~1．出力　万　千 kW にて（通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下）中~~ 2．第１４回定期検査中		
発生状況概要	設備のトラブル　・　人身事故　・　火災　・　その他 1．発生時間　　4月　3日　10時　55分 2．場　　所　　伊方３号機原子炉補助建屋４Ｆ（管理区域内） 3．状　　況 4月3日10時55分頃、3号機原子炉補助建屋4階（管理区域内）において、フォークリフトで廃棄物空容器の運搬作業を実施中のところ、同フォークリフトから火災が発生しました。 ただちに、作業員が消火器にて初期消火を実施しました。 また、多設備への延焼はありません。 消防署には11時00分に通報しています。 今後、原因を調査します。 本事象による3号機プラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。 4．非常用炉心冷却系の作動（ なし ・ あり ）		
環境への影響	放射能：外部への放射性物質の放出	（ なし ・ あり ）	
	放射能：放射性物質の放出量	（ なし ・ 微量 ・ 評価中 ）	
	放射能：野外モニタ指示値	（異常なし・微小変化・ 変　化 ）	
	その他		
連絡の理由（該当番号を○で囲む。複数可）	1．原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第３条に基づく連絡 2．実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第１３４条に基づく連絡 3．安全協定第１１条第２項に基づく連絡 4．その他		
当該機以外の運転状況	１号機：廃止措置中 ２号機（通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止）中 ３号機（通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止）中		
備考			

伊方発電所 基本系統図

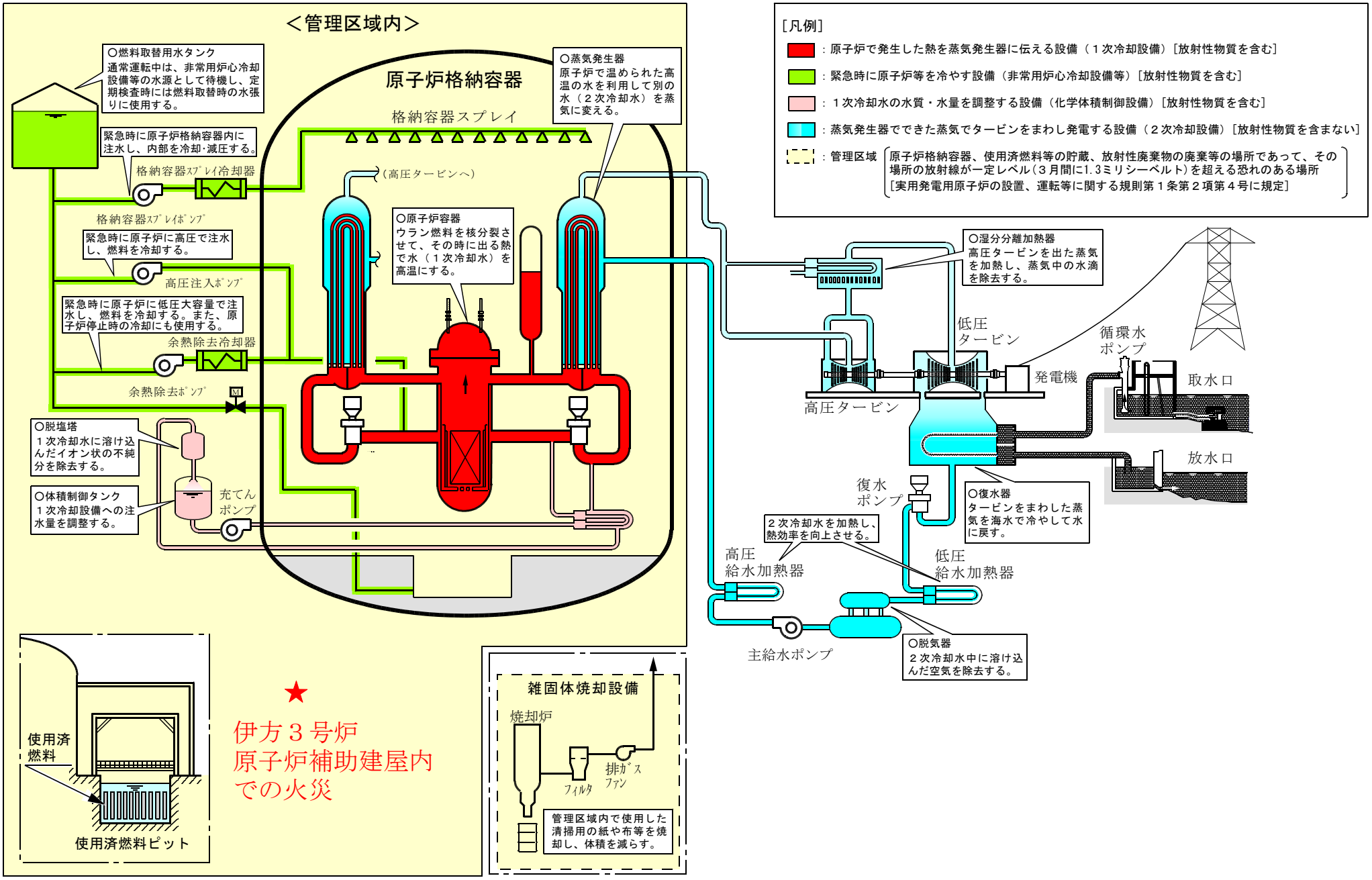
＜管理区域内＞
原子炉格納容器
○燃料取替用水タンク
通常運転中は、非常用炉心冷却設備等の水源として待機し、定期検査時には燃料取替時の水張りに使用する。
緊急時に原子炉格納容器内に注水し、内部を冷却･減圧する。
格納容器ｽﾌﾟﾚｲ冷却器
格納容器ｽﾌﾟﾚｲﾎﾟﾝﾌﾟ
緊急時に原子炉に高圧で注水し、燃料を冷却する。
高圧注入ﾎﾟﾝﾌﾟ
緊急時に原子炉に低圧大容量で注水し、燃料を冷却する。また、原子炉停止時の冷却にも使用する。
余熱除去冷却器
余熱除去ﾎﾟﾝﾌﾟ
M
○脱塩塔
１次冷却水に溶け込んだイオン状の不純分を除去する。
○体積制御タンク
１次冷却設備への注水量を調整する。
充てんポンプ
格納容器スプレイ
（高圧タービンへ）
○蒸気発生器
原子炉で温められた高温の水を利用して別の水（２次冷却水）を蒸気に変える。
○原子炉容器
ウラン燃料を核分裂させて、その時に出る熱で水（１次冷却水）を高温にする。
使用済燃料
使用済燃料ピット
★
伊方３号炉
原子炉補助建屋内
での火災
雑固体焼却設備
焼却炉
フィルタ
排ｶﾞｽ ﾌｧﾝ
管理区域内で使用した清掃用の紙や布等を焼却し、体積を減らす。
［凡例］
：原子炉で発生した熱を蒸気発生器に伝える設備（１次冷却設備）［放射性物質を含む］
：緊急時に原子炉等を冷やす設備（非常用炉心冷却設備等）［放射性物質を含む］
：１次冷却水の水質・水量を調整する設備（化学体積制御設備）［放射性物質を含む］
：蒸気発生器でできた蒸気でタービンをまわし発電する設備（２次冷却設備）［放射性物質を含まない］
：管理区域
原子炉格納容器、使用済燃料等の貯蔵、放射性廃棄物の廃棄等の場所であって、その場所の放射線が一定レベル（３月間に1.3ミリシーベルト）を超える恐れのある場所
［実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第１条第２項第４号に規定］
○湿分分離加熱器
高圧タービンを出た蒸気を加熱し、蒸気中の水滴を除去する。
低圧タービン
高圧タービン
発電機
循環水ポンプ
取水口
放水口
復水ポンプ
○復水器
タービンをまわした蒸気を海水で冷やして水に戻す。
２次冷却水を加熱し、熱効率を向上させる。
高圧給水加熱器
低圧給水加熱器
主給水ポンプ
○脱気器
２次冷却水中に溶け込んだ空気を除去する。

フォークリフト写真

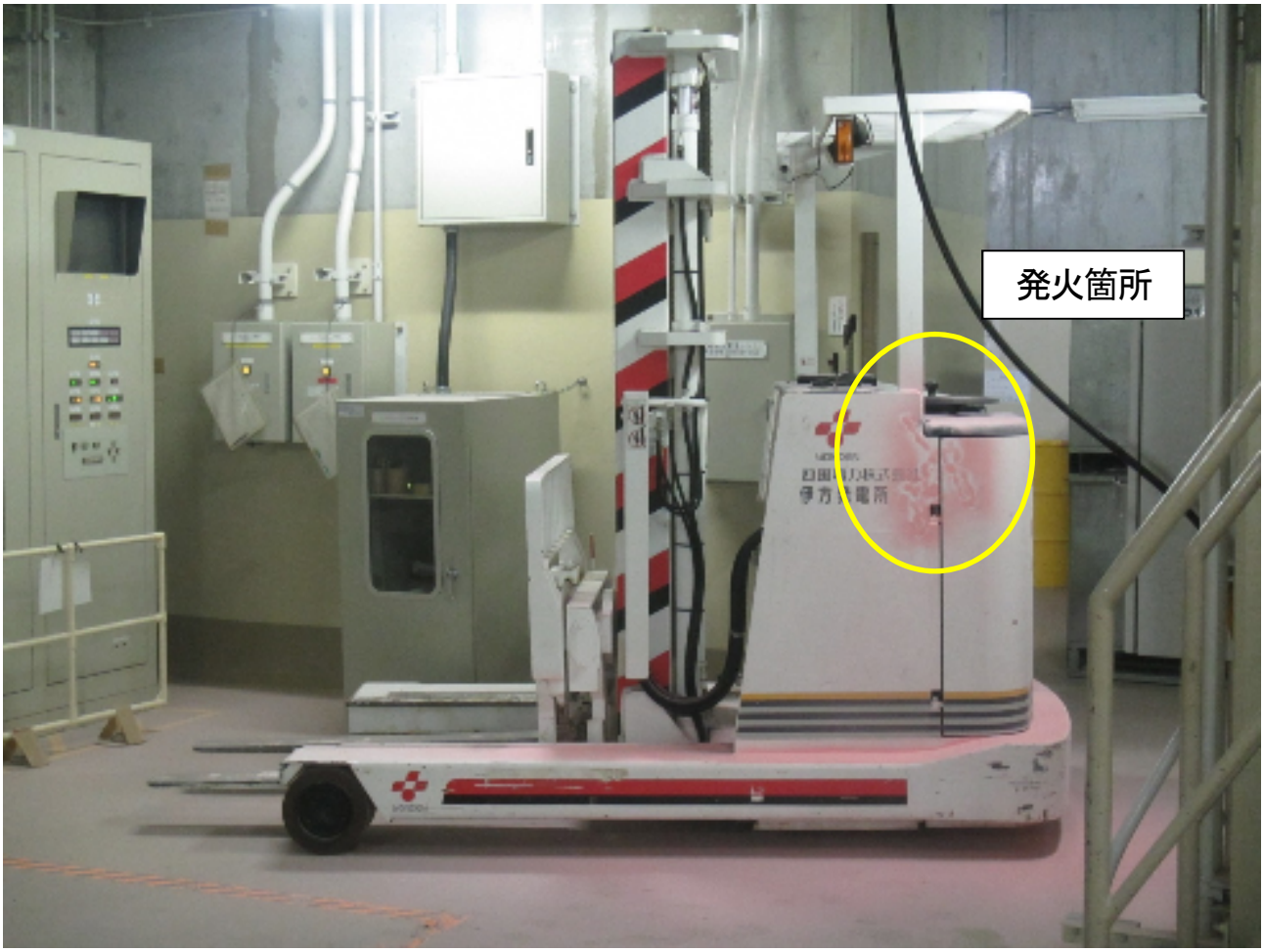

周 辺 環 境 放 射 線 調 査 結 果
（県環境放射線テレメータ装置により確認）

平成30年04月03日（火）　　（単位：ナノグレイ／時）

	測定局 ＼ 時刻	測定値（シンチレーション検出器） 10:30	10:40	10:50	11:00	11:10	平常の変動幅の最大値 降雨時	降雨時以外
愛媛県	モニタリングステーション（九町越）	17	16	17	17	16	44	19
	モニタリングポスト伊方越	16	16	16	16	17	40	19
	モニタリングポスト湊浦	15	16	16	15	16	37	18
	モニタリングポスト川永田	20	21	21	21	20	45	23
	モニタリングポスト九町	21	21	21	21	21	45	24
	モニタリングポスト大成	14	14	14	14	14	42	17
	モニタリングポスト豊之浦	23	23	23	23	23	52	26
	モニタリングポスト加周	25	25	25	24	25	60	29
四国電力㈱	モニタリングステーション	16	15	16	16	16	40	18
	モニタリングポストNo.1	15	15	15	15	15	42	17
	モニタリングポストNo.2	14	14	14	14	14	42	16
	モニタリングポストNo.3	12	13	13	12	13	40	15
	モニタリングポストNo.4	15	15	15	15	15	42	16

（注）伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載

○ 降雨の状況：有・(無)

○ 伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

（参考）

1　環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力安全委員会の環境放射線モニタリング指針に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。

「平常の変動幅」は、過去２年間（平成27、28年度）の測定値を統計処理した幅（平均値±標準偏差の３倍）としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。

2　環境放射線は線量（グレイ）で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の被ばくの程度を表す線量（シーベルト）に換算しています。

例えば、線量率約20ナノグレイ／時の地点では、１年間に約0.14ミリシーベルト（ミリはナノの100万倍を表す）の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のＸ線検診を１回受けた場合の４分の１程度の量です。
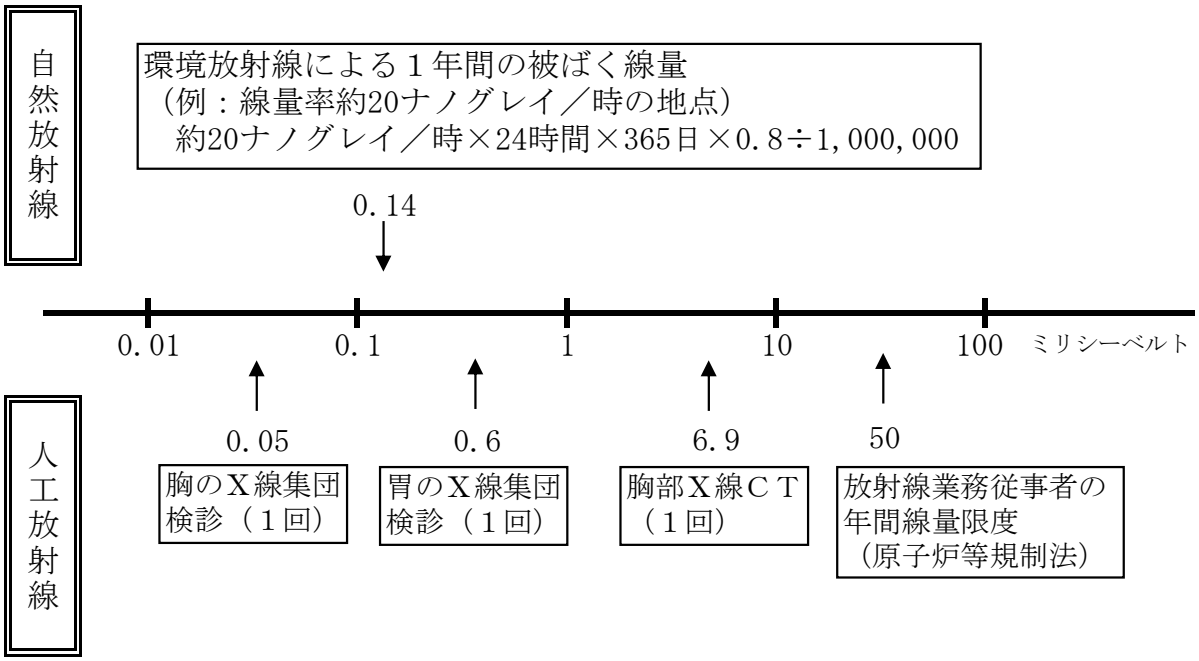
（放射線量の例）